

# 介護情報基盤の概要

## 医療機関のみなさまへ



# 医療機関のみなさま向け資料

## 目次

- 1 介護情報基盤とは
- 2 医療機関のみなさまが実現できること
- 3 具体的な業務の変化
- 4 準備ステップ
- 5 今後のスケジュール
- 6 今後発信する情報



1

# 介護情報基盤とは

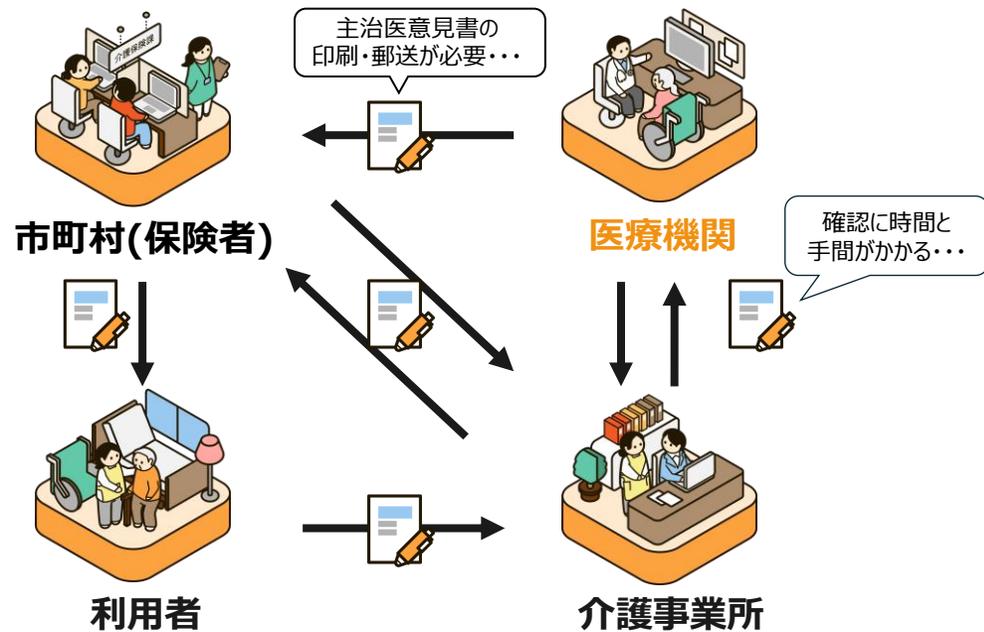


# 情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報を集約し、サービス間を連携します。  
介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

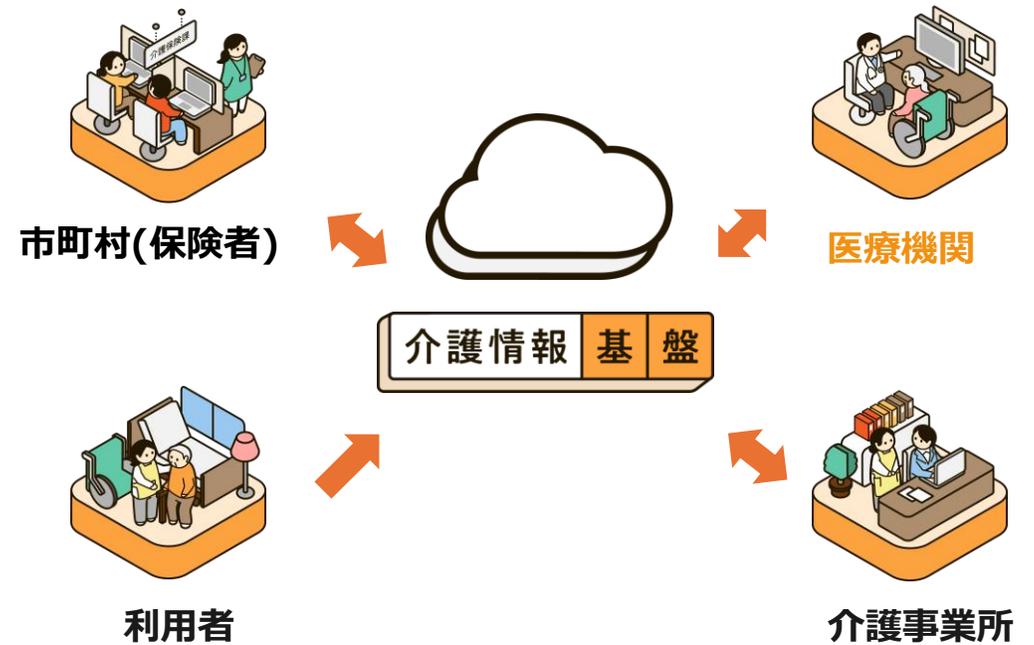
## これまで

- 紙でのやりとりが多く負担が多い
- 本来の業務のための時間がとられてしまう



## これから

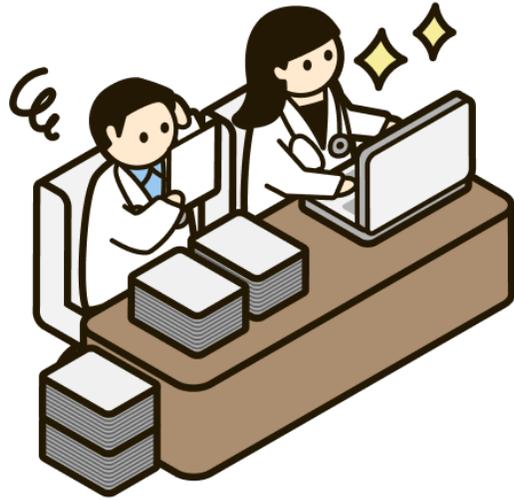
- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



# 介護情報基盤の3つのメリット

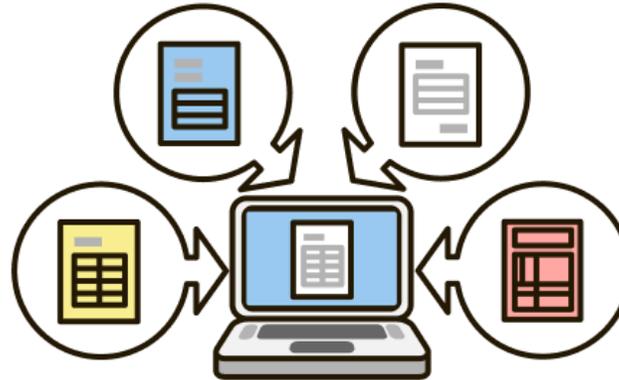
介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

## 事務作業の効率化



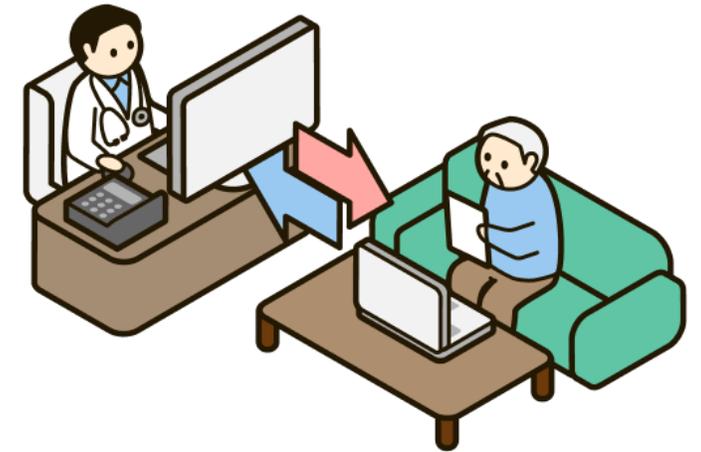
紙での手間や負担のかかる作業が減り、**より素早く容易に**仕事を行えます。

## 情報を一元管理



介護保険資格・認定情報・主治医意見書・ケアプランなどの情報をひとつの場に集約し、サービス間で**共通化**。

## 手続きをリアルタイムで

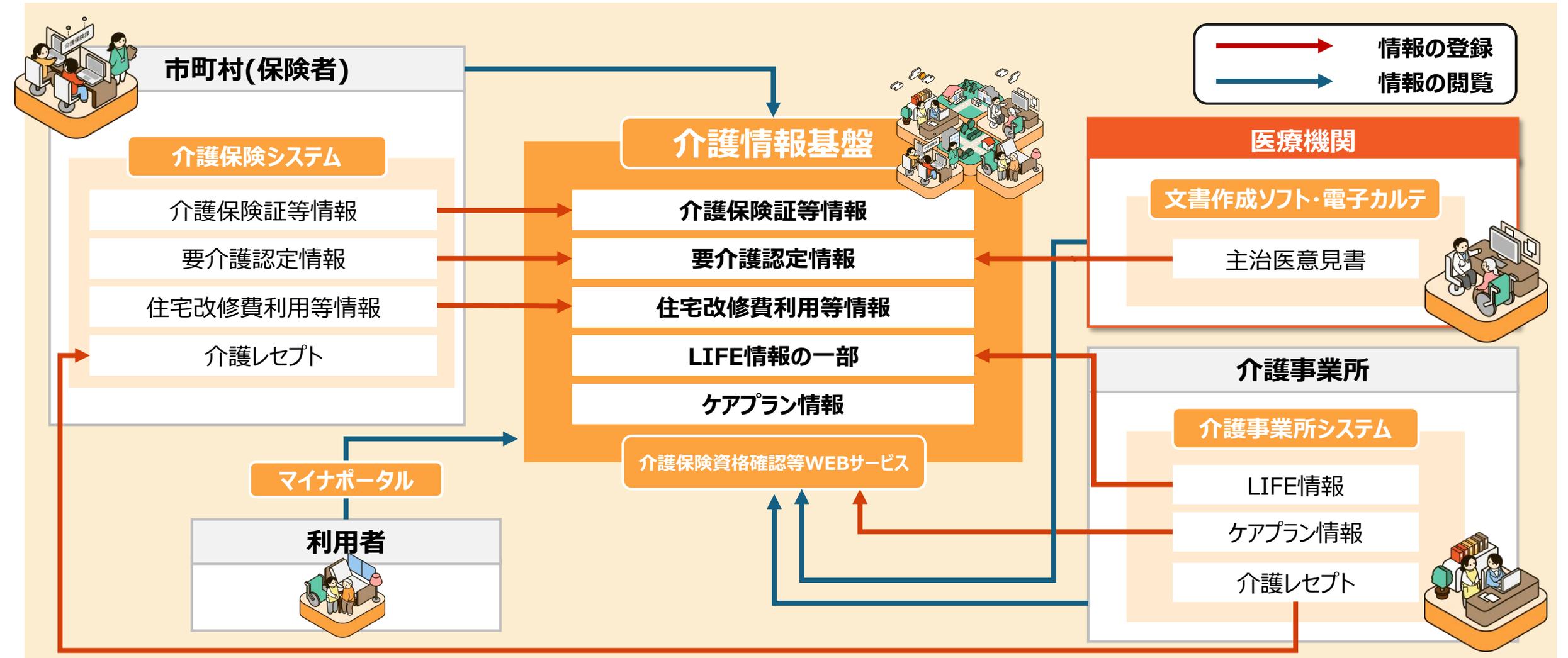


介護に関する申請・提出・受信・確認などの作業を、**郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結**。

# 1. 介護情報基盤とは

## 全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録できるようになります。



2

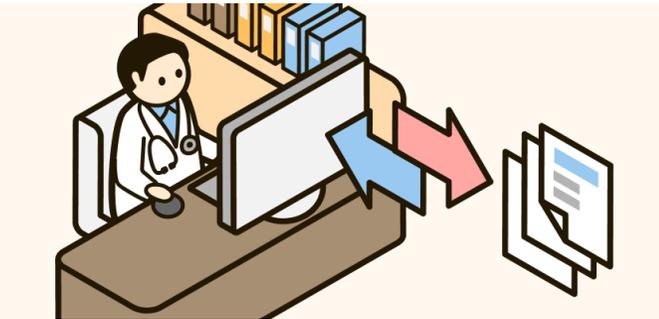
## 医療機関のみなさまが実現できること



## 大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で医療機関が実現できる価値を3点にまとめました。

### ① 紙の作業を削減



主治医意見書や請求書類などをオンラインで扱えるようになり、印刷・郵送の手間やコストが削減されます。

### ② 即座にオンライン確認



居宅療養管理指導などに必要な情報が連携され、現場でスピーディに確認し、対応できるようになります。

### ③ サービスの質向上



ケアプランやLIFEなどを通じて、利用者の状態をより細やかに把握できるため、気づきにつながります。長い目で寄り添ったサービスの提供が可能になります。

## 2. 医療機関のみなさまが実現できること

### ①紙の作業を削減

主治医意見書や請求書類などがデジタル化され、負担の大きいやりとりが削減されます。

印刷・郵送の手間

大量の紙書類の管理

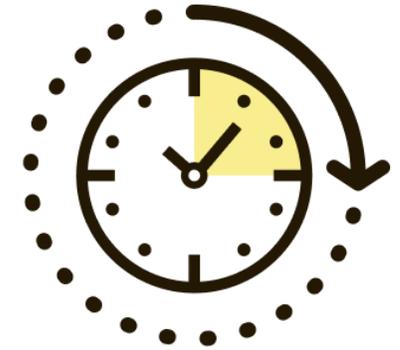
郵送の連絡や確認

長い返信待ち時間



印刷・郵送がなくなって  
作業が楽に！

待ち時間が短く  
やりとりの  
ストレスなし！



## 2. 医療機関のみなさまが実現できること

### ②即座にオンライン確認

介護保険証などの介護情報が今後、現場で確認できるようになります。

#### オンラインで確認<sup>※</sup>

LIFE情報の一部

要介護情報

ケアプラン



他職種との事前の  
情報共有

現場で閲覧

診察に集中



※介護情報の閲覧は、介護保険資格確認等WEBサービスの利用が必要です。

※情報の閲覧範囲は調整中・順次拡大予定となります。

### ③サービスの質向上

ケアプラン、LIFE情報の一部が新たに共有されることで、さらに利用者に寄り添ったサービス提供が期待できます。

#### これまでの情報

- 受診記録
- 介護保険証 等



#### 今後新たに共有される情報

##### ケアプラン

- サービス計画書
- サービス利用票 等

##### LIFE情報の一部

- 利用者の状態(ADL等)

### 利用者の状態を、細やかに把握

サービスの利用状況

生活リズム

介護事業所の評価

利用者の状態や生活リズムを加味した  
より多角的な  
サービス提供の実現



3

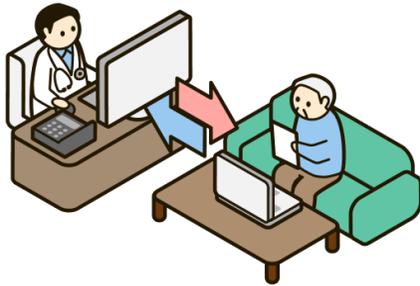
## 具体的な業務の変化



## 具体的な業務の変化（全体）

医療機関のみなさまの業務の具体的な変化について、以下のカテゴリ別に、これまで・これからを比較しながら説明いたします。

### 1 居宅療養管理指導関連業務



- 居宅療養管理指導の実施

### 2 要介護認定事務



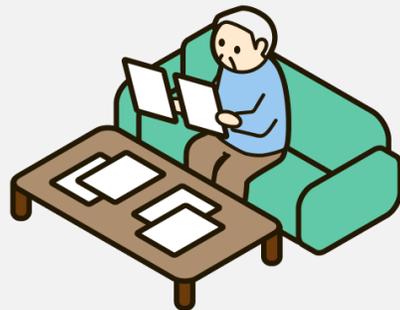
- 主治医意見書の作成

## ① 居宅療養管理指導関連業務

これまで

### 居宅療養管理指導の実施

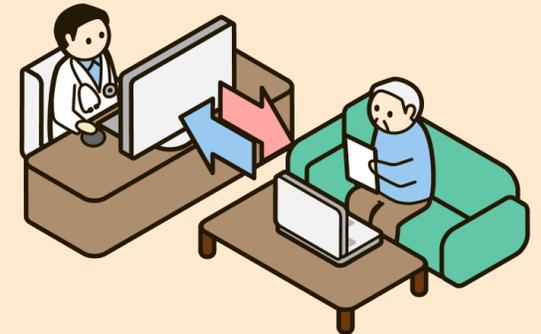
- 居宅療養管理指導を実施する際には、介護保険証などの介護情報の確認が必要。利用者を探してもらい、確認する必要がある



これから

### 居宅療養管理指導の実施

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を、**介護保険資格確認等WEBサービスでスムーズに確認できる**  
(介護保険資格確認等WEBサービスは以下「介護WEBサービス」という)
- 年に一度更新される負担割合証および減免減額証の内容も、**介護WEBサービス経由で確認できる**



### 3. 具体的な業務の変化

## ② 要介護認定事務

#### これまで

##### 主治医意見書の作成

- 紙で主治医意見書作成依頼が自治体(もしくは利用者)から届く
- 医師にて主治医意見書を作成
- 作成された主治医意見書をとりまとめ、印刷、郵送、請求する手間が発生

##### (認定進捗の確認)

- 主治医意見書送付後、市町村からの情報提供を待つ。市町村からの連絡があるまで、いつ要介護認定がおろるかわからない

##### (認定結果の受領・確認)

- 書面で送られてくる要介護度を確認するよう**利用者**に依頼をする

##### (認定関連書類の取得)

- 認定関係書類(認定調査票、主治医意見書等)を確認する際は、窓口・郵送で書類を受け取る必要がある



#### これから

##### 主治医意見書の作成

- 紙で主治医意見書作成依頼が自治体(もしくは利用者)から届く
- 普段使用している文書作成ソフトや電子カルテ、または介護WEBサービスで作成した主治医意見書が**電送**できる
- 請求事務も**介護WEBサービス上から可能**となり印刷、郵送の手間がなくなる

##### (認定進捗の確認)

- 介護WEBサービスを利用することで、要介護認定の進捗や、要介護認定結果を**リアルタイムで確認**できる

##### (認定結果の受領・確認)

- 要介護度が決定したら、介護WEBサービス経由で**情報が更新され、すぐ確認**できる

##### (認定関連書類の取得)

- 認定関係書類(認定調査票、主治医意見書等)は、**介護WEBサービス経由で確認**できる(窓口・郵送での受取が不要となる)



4

# 準備ステップ



## 主治医意見書の電送と、介護情報の閲覧の方法

主治医意見書の電送と介護情報の閲覧は、それぞれで方法が異なります。  
さらに、主治医意見書の電送の際には、大きく分けて二つのケースが存在します。  
正確な対応のため、それぞれのケースに応じた内容を必ずご確認ください。  
まず文書作成ソフト・電子カルテが介護情報基盤への情報連携に対応しているかを確認してください。

### 4-1 主治医意見書の電送の準備

A

すでに使用している  
文書作成ソフト  
電子カルテ

が介護情報基盤への情報連携に**対応している場合**  
※オンライン資格確認端末経由

B

すでに使用している  
文書作成ソフト  
電子カルテ

が介護情報基盤への情報連携に**対応していない場合**  
※介護WEBサービス経由

※どちらか不明な場合はAから確認してください

### 4-2 介護情報の閲覧の準備

A

## すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応している場合

この場合の主治医意見書の電送までの基本ステップは以下の通りです。  
介護WEBサービスを利用する場合には次のページをご参照ください。

1

### システム事業者にご相談・依頼

すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテの  
介護情報基盤への情報連携の適用について  
システム事業者にご相談・依頼していただく



2

### システムの適用

文書作成ソフトや電子カルテの、  
システムへの適用を進めていただく



対応していない場合

B

## B すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応していない場合

この場合は、介護WEBサービスを利用します。  
STEP 2 については、必要に応じて支援事業者の活用が可能となります。

1

### 利用する端末の準備

事業所内に  
インターネット接続可能な  
端末があるかを確認



2

### 各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストールする\*
- ✓ 介護WEBサービスの設定・  
(事業所認証等)  
接続確認・ユーザー設定を行う

※介護保険証明書もしくは請求委任事業所用ケアプラン証明書が必要です。  
オンライン請求（医療保険）の証明書とは異なります。

3

### 活用開始

主治医意見書の  
電送開始



必要に応じて支援事業者の活用が可能  
(支援事業者のリストは今後公開予定です)

# 主治医意見書の電送と、介護情報の閲覧の方法

主治医意見書の電送と介護情報の閲覧は、それぞれで方法が異なります。

ここからは介護情報の閲覧について説明します。

4-1

主治医意見書の電送の準備

4-2

介護情報の閲覧の準備

## 介護情報の閲覧までの流れ

介護情報の閲覧が可能になるまでの流れは以下の通りです。  
STEP 2 については、必要に応じて支援事業者の活用が可能です。

1

### 利用する端末の準備

事業所内に  
インターネット接続可能な  
端末があるかを確認



2

### 各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストールする※1
- ✓ マイナンバーカード読み取り機器  
あるいはカードリーダーを用意する※2
- ✓ マイナンバーカード読み取り用アプリの  
インストール・設定を行う※2
- ✓ 介護WEBサービスの設定・  
(事業所認証等)  
接続確認・ユーザー設定を行う

※1：介護保険証明書もしくは請求委任事業所用ケアプラン証明書が必要です。オンライン請求（医療保険）の証明書とは異なります。

※2：p17でBを選んだ場合は、マイナンバーカード読み取り機器あるいはカードリーダーの用意、  
マイナンバーカード読み取り用アプリのインストール・設定が必要です

必要に応じて支援事業者の活用が可能（支援事業者のリストは今後公開予定です）

## 介護情報の閲覧までの流れ

介護情報の閲覧が可能になるまでの流れは以下の通りです。

3

### 所在自治体の 移行期間等の確認

ポータルサイト等で、所在自治体において  
介護情報基盤への接続が始まっているか  
どうかの確認を行う



4

### 最終確認

介護WEBサービスの  
設定（事業所認証等）・接続確認・  
ユーザー設定等の最終確認を行う



5

### 活用開始

介護WEBサービスを通じて  
介護情報の閲覧が可能となる



順次、ケアプラン・LIFE情報の  
一部も閲覧可能に

5

# 今後のスケジュール

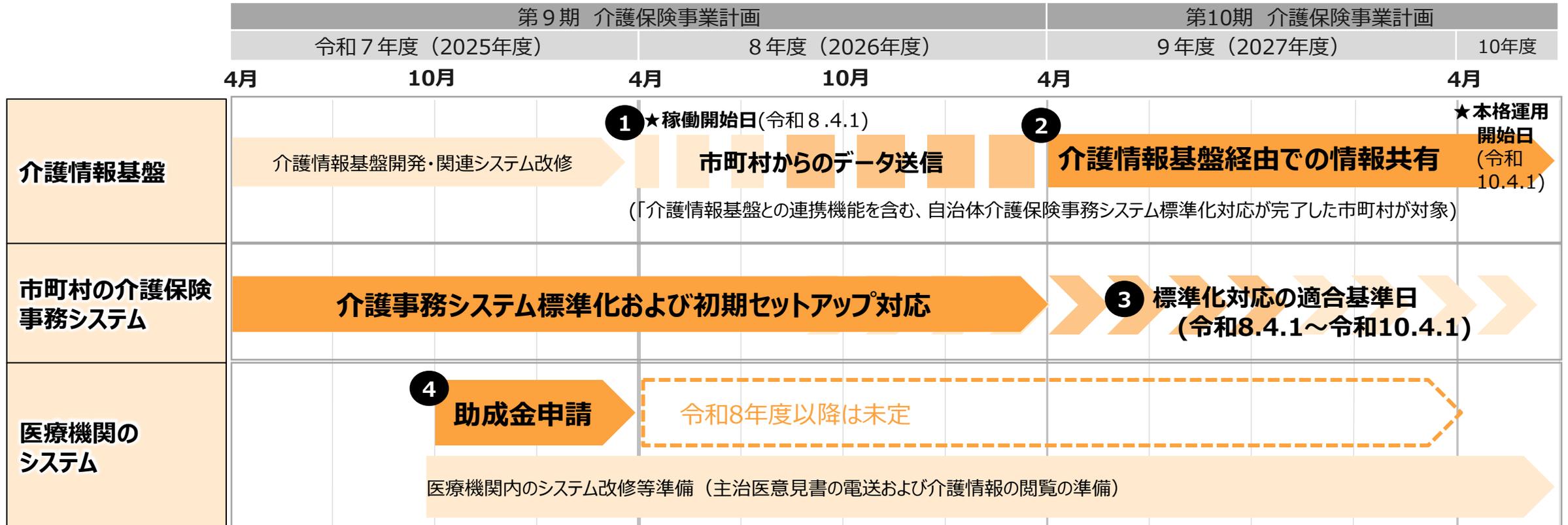


## 5.今後のスケジュール

# 今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

- 1 介護情報基盤へのデータ送信については、令和8年度以降開始する方針です。
- 2 介護情報基盤での情報共有については、令和8年4月からデータ送信が完了した市町村から順次開始する方針です。
- 3 介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和8年度以降とし、継続検討中です。
- 4 令和7年10月から、介護情報基盤に関わる助成金申請の対応を開始する予定です。



6

## 今後発信する情報



## 助成金に関する情報発信

医療機関のみなさまが、介護情報基盤をより活用しやすくするため、**各種助成金を準備**しております。準備ステップで登場した、主治医意見書の電送や介護情報の閲覧の準備に関する助成金がございます。助成金の申請はポータルサイトより可能です。

**助成金に関しての最新の情報は以下のリンク先で、ご確認ください。**

[『介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）』](#)



# 導入支援事業者のご紹介に関する情報発信

下記情報につきましては、今後順次発信してまいります。

## ・介護事業所等導入支援事業者のご紹介

導入に対するサポートを行う業者の方々を今後ご紹介予定です。

